

意見募集は終了しました

人権教育・啓発に関する野田市行動計画（改訂版）（素案）に対する パブリックコメント手続を実施します

1 募集の趣旨

市では、平成17年度に人権教育及び人権啓発に関する施策を推進するための基本指針として「人権教育・啓発に関する野田市行動計画」を策定し、学校教育、家庭教育、社会教育、企業教育、特定職業従事者への人権教育・啓発に関する施策や女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、外国人等の個人権課題に関する施策について推進してきましたが、平成21年度で計画期間が満了となります。

新たな計画の策定に当たっては、基本法律等の改正がないため、本行動計画の取組について検証し、平成19年度に実施した人権市民意識調査の結果による市民の関心度や野田市の実態に合わせ、これまでの課題や施策を精査する形で見直しをし、平成22年度から5か年を期間とする次期行動計画の策定作業を進めてまいりました。

このたび、野田市人権施策推進協議会の審議を経て、「人権教育・啓発に関する野田市行動計画（改訂版）」の素案がまとまりましたのでお知らせしますとともに、市民の皆さんから広くご意見、ご提案を頂きたく、次の方法でパブリックコメント手続を実施します。

2 パブリックコメント手続の実施根拠

野田市パブリックコメント手続の試行に関する要綱第3条第1項第2号
「市の基本的な政策に関する計画及び大綱の策定及び改正」

3 意見募集の資料

- ◆ [人権教育・啓発に関する野田市行動計画（改訂版）（素案）](#)（PDF：74KB）

（参考資料）

- ◇ [人権教育・啓発に関する野田市行動計画（現行）](#)
- ◇ [人権教育及び啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）（抜粋）](#)
（PDF：97KB）
- ◇ [野田市人権施策推進協議会設置条例（平成13年野田市条例第8号）](#)（PDF：104KB）
- ◇ [野田市人権施策推進本部設置規程（平成12年野田市訓令第3号）](#)（PDF：105KB）
- ◇ [野田市人権に関する市民意識調査 平成20年3月](#)（PDF：444KB）

4 閲覧方法

- ◆ 市ホームページ内 パブリックコメント手続からダウンロード
- ◆ 文書閲覧

- ・市役所 5 階人権施策推進課
- ・市役所 1 階行政資料コーナー
- ・いちいのホール 1 階行政資料コーナー
- ・各公民館（中央、東部、南部梅郷、北部、川間、福田、野田、関宿中央、関宿北部、関宿中部、関宿南部）
- ・各図書館（興風、南、北、せきやど）

5 意見の募集期間

平成 22 年 1 月 5 日(火)から平成 22 年 2 月 4 日(木)まで※意見募集は終了しました

6 意見を提出できる人

市内に住所を有する方、市内に事務所又は事業所を有する方、市内に通勤又は通学している方、本計画に利害関係を有する方

7 意見の提出方法

次のいずれかの方法により提出してください。

| | |
|------------|---|
| ◇郵送の場合 | 〒278-8550 野田市鶴奉 7 番地の 1 野田市役所 保健福祉部人権施策推進課 あて ※ 2 月 4 日の消印有効 |
| ◇持参の場合 | ○市役所 5 階 人権施策推進課（土・日・祝日を除く） 受付時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで |
| | ◇意見投函箱 ○市役所 1 階総合案内 ○いちいのホール 1 階関宿支所 受付時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで （土・日・祝日を除く） ○各公民館、各図書館（休館日を除く） 受付時間：各施設とも開館時間内 |
| ◇ファクシミリの場合 | (FAX 番号) 04-7123-1074 |
| ◇電子メールの場合 | ご意見はこちらから※意見募集は終了しました |

8 書式について

意見提出用紙を用意しておりますのでご利用ください。

なお、人権教育・啓発に関する野田市行動計画(改訂版)(素案)に対する意見と書いて、住所、氏名（法人その他の団体にあつては、所在地、団体名及び代表者氏名）、ご意見等が明記されたものであれば任意様式でも構いません。

9 意見の取扱い

提出されたご意見の概要やご意見に対する市の考え方などは、住所、氏名など個人情報を除いて市ホームページで公表する予定です。

ただし、募集の趣旨と直接関係のないご意見等については、パブリックコメントの意見として取り扱いません。また、ご意見を頂いた方への回答は行いませんのであらかじめご承知おきください。

10 問い合わせ先

野田市役所 保健福祉部人権施策推進課

電話 04-7125-1111 内線 2131